

第十九回 参議院建設委員会會議録第三十号

昭和二十九年四月二十七日(火曜日)午後零時十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 深川タマエ君
理事 石井 桂君
石川 榮一君
三浦 辰雄君

委員 小澤久太郎君
島津 忠彦君
赤木 正雄君
飯島連次郎君
小笠原三男君
小林 孝平君
田中 一君
木村禮八郎君

政府委員

建設政務次官 南 好雄君
建設大臣官房長 石破 二郎君
建設省計画局長 波江 操一君
事務局側
常任委員 菊池 瑞三君
会専門員 武井 篤君
会専門員 常任委員 宮内 潤一君
建設省計画局長 鶴海良一郎君
建設省計画局長 宮内 潤一君

説明員

建設大臣官房 宮内 潤一君
建設省計画局長 鶴海良一郎君
都市計画課長 鶴海良一郎君

本日の會議に付した事件
○公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣)

提出、衆議院送付)

○土地区画整理法案(内閣送付)

○土地区画整理法施行法案(内閣送付)

○委員長(深川タマエ君) 只今より建設委員会を開会いたします。
暫時休憩いたします。
午後零時三十分休憩

午後二時五十分開会

○委員長(深川タマエ君) 只今より建設委員会を開会いたします。
前回は引き続きまして公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案の逐条審議に入ります。短

いようでございますから一括してお願いいたします。
○三浦辰雄君 この保証事業会社です、保証事業会社の経理の内容等について資料が付いているようですが、これらについて説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(石破二郎君) お答えいたします。先日提出いたしました資料がありますので、その順序を追って御説明申し上げます。私の御説明で足りません点は建設課長が参っておりますから、詳しく補足説明させていただきます。

先ず資料の1から御覧願いたいと思

います。保証事業会社の設立と登録年月日」というのがございます。北海道、東日本、西日本と三つの保証会社があるわけでございますが、それ、昭和二十七年の九月十九日、十一月一

日、十一月十一日と、このときに登録を完了いたしました事業を実施することとに相成つたわけでございます。

その次に資料の2がござりますが、これに「保証事業会社資本金及び出資区分の一覧表」というのがござります。北海道の保証会社は資本金五千万円、東日本は一億、西日本は八千万でございます。その出資区分でござりますが、建設業者と金融機関、公共団体、三つに分れております。北海道建設保証会社は建設業者が三千七百万円、それから銀行が、北海道拓殖銀行等でございますが、これが八百万円、それから北海道庁が五百万円、これだけ出資いたしております。東日本建設保証会社は、建設業者が五千八百八十八万円、それから銀行が三千百十二万円、それから損害保険会社が一千

万円、これだけ出資いたしております。西日本のほうは、建設業者が四千万円、それから銀行が三千六百万円、建設業者のほうは多くの株主に分れておりますが、銀行のほうは大体いゆる大銀行が中心になっておりまして、そう株式の所有者は分散いたしております。保険会社についても同様でございます。

次に資料の3の保証事業会社の役員の名簿を提出いたしておりますが、いづれもその土地の業界並びに銀行方面に対して信用のある人を選んでおりますつもりでございます。北海道におきましては齊藤静脩という人が社長になっておりますが、これは北海道地方に

おきまして永年道庁の土木の役人でございますとか、業界の、会社の副社長等の役員を兼ねていた方でありまして、それから東日本建設保証会社の会長は、これは大蔵省、それから会計検査院の院長などを勤めた方でございます。社長は業界出身の方でございます。それから西日本のほうは、これは社長は古く運輸省の役人もした経験もござります。直前には大阪市の人事委員長などを勤めておつた、これ又地方においては信用のある方だと考えております。

次に資料4「保証事業会社の本社及び営業所其の他」でございますが、これは北海道は札幌、東日本は東京、西日本は大阪、ここに本社を持つておりまして、それ、全国を大体営業区域を協定いたしております。北海道は北海道全島について、それから東日本は本州のうち、西の半分は福井県、それから岐阜県、三重県、これらを一番西にして、西日本との境をいたしております。それから西が西日本の営業区域になつております。

その次に資料の5といたしまして、「保証事業会社の発注者別保証額」というのを提出いたしておりますが、これは会社別、年度別、それから種類別、これは金融保証と前払保証と両方ありますが、それからもう一つは発注者別、国、公社、地方公共団体、その他、計、こうなつております。二十七年、二十八年と掲上げていたしております。全般を通じて総計の欄につ

いて御説明申し上げたいと思つて、国は二十七年は十六億九千五百六十七万三千八百円、二十八年は百六十五億五千一百六十一万四千円、これだけの国の前払金について保証いたしておるわけでございます。なおそこに括弧書きを付けておりますのは、北海道の保証事業会社におきましては、兼業といまして金融保証をいたしておりますので、それを括弧で現わしております。二十七年は一件で二千万円、二十八年は六件で一千九十万円、こういうことに相成つておるわけでありまして。それから公社、これは二十七年におきましては三億八千四百四十二万一千五百円、それから二十八年においては三億五千八百八十八万六千五百円となつておるわけでござります。それから地方公共団体、これは府県市町村、これら全部の総計でございますが、これで二十七年は十一億九千八百三十三万八千八百円、二十八年は百十八億一千九百六十三万六千円、金融保証は二十八年におきまして四十五億一千二百三十一万円いたしておるわけでございます。その他といたしましては、電力会社とか電鉄会社、政令で指定になつております。そういう会社等でございますが、これが二十七年におきましては九百五十五万五千円、それから二十八年におきましては六億五千五百八十八万七千三百六十円、別に金融保証が二十八年におきまして三十億の二億一千三十

三万三千八百円、これを総計いたしました、二十七年度は前払保証が三十二億八千七百七十八万九千四百四十五円、金融保証が二千万円、二十八年度は三百二十六億一千二十九万九千四百四十五

円、別に金融保証が三億二千三百五十万三千八百円、かように相成つておるわけでございます。二十七年度は会社の設立が十一月、事業の開始がやはり年度途中大分経過してからでございますので、非常に金額も少かつたわけでございますが、二十八年度は当初我々の予想は、大体年間の前払ひ保証は二百五十億見当を予想いたしておつたのでありますが、三百二十六億余万円ということに相成つておるわけでございまして、予期以上の成績を挙げているというふうな状況でございます。

次に資料のものといたしまして「保証事業会社の保証料収入額及び保証基金積立額調」というのを付けております。これを全部一々御説明するのなかなか時間もかかりますので、説明は簡単にさして頂きたいと思いますが、先ほど申上げました保証事業会社の発注者別の保証投高が予期以上に二十八年度は増加しておるといふような関係上、この保証料の収入額も基金積立額も予期以上の額に上つておるわけでございます。

うふうに減らしておるのでござい
ます。まあこれだけ減らしても会社の堅
実な経営には差支えなしとこう認定し
てこういう措置をとったわけでござい
ます。

次に資料の7といたしましては「保証事業会社の保証事故調」というのを付けております。下の註にも書いておけます通り、昭和二十七年度におきましてはいわゆる保証事故というものは全然なかつたのでございますが、その後いろいろの事故が起つて参つておりまして、総計いたしまして、東日本、西日本、北海道、全部総計いたしまして、十五件の事故が起りました。支払金額も一千七百二十四万五千余円の支払をいたしておるわけでございます。勿論件数は少いほど結構なわけでござ

業でございましての、或る程度は止むを得ないかと考えております、実はまだこれも我々の予想よりか下廻つておるような状況で、この程度のこととは止むを得ないものと、かとうに考えておる次第でございます。従来こういう事故が起りました場合には、この保証会社には成るべく早く金を支払うようにというような指導をいたしておりますので、発注者側から特にこの金の支払についてもう少し早く払えというような

ますので、建設業課長から詳しく御説明申し上げます。明申上げさせて頂きたいと思います。

○説明員(富内潤一君) それでは私から会社社の経理内容について御説明申し上げます。

ますが、昭和二十七年年度の決算はここに示しました通りでございますして、負債の部の一番下の欄を御覧願うとわかかりますが、五百四十六万余円の赤字を第一事業年度については計上せざるを得なかつたのであります。そして一番上にありますのがその貸借対照表であり、その次のページに記載しておりますのが損益計算書でありまして、これも従つて同様の赤字を書いておる次第でございます。その次の昭和二十八年度、これは決算時期が、あの会社

五分程度の配当をしたいというふうに申出て来ております。以上で北海道の会社の経理状況の説明を終らして頂きまして、次に東日本建設業保証株式会社の決算に入らして頂きます。

が、これも先ほど来襲々申上げました通り、最初は相当に事業が伸びませんでしたために、遂に相当の赤字を出さざるを得なかつたのでありまして、昭和二十七年年度におきましては、損益計算書の当期純損失というところを御覧になるとおわかりの通り六百八十六万三千余円、こういう赤字を計上せざるを得ませんでした。上のがその貸借対照表でありまして、貸借対照表におきましては、損金は左側の資産の一部に番下当期純損金として同じく計上

おきましては、その貸借対照表の貸方の一番下にあります通り当期純損失として七百三十三万余円、こういう赤字を出しました。その点その次のページの損益計算書においても同額が当期純損失

として計上されておるが算でござい
す。そこで元に戻つて頂きまして、二
十八年度の収支概算を見ますと、大
体当期におきましては、左の勘定科目
の大きな括弧の3がございまして、そ
の当期純利益というところがございま
す。その一番下の差引当期純利益、こ
で示しました通り三千五百九十一万
円という利益が上つております。これ
から昨年の赤字七百三十三万余円を
差しまして、大体二千八百五十八万
の黒字になる予定でございます。従つ
て東日本と大体同様な配当をいたした

の六〇%以上が税になりますので、私も多量に五〇%ということについて多少の疑念もございするが、先ず初めの試みとして収入保証料の五〇%、これを異常危険準備金として非課税の分として認めるということになりますので、これが逐次蓄積されて参りますれば、相当の程度の危険に對しても対処できるのではないかと、このように存じておる次第でございします。

甚だまずい説明で恐縮でございします。一応会社経理の内容の御説明を終ります。

○三浦辰雄君 大体わかりましたが、この資料の七にある保証事業会社の保証の事故ですね、この事故の態様を一つ説明願いたいと思ふんですが。

○説明員(宮内閣一君) 事故の態様を申し上げますと、私も今まで調べましたところでは、このうち一件は請負人の親方が死亡してしまつて、子供も小さくて、あとの奥さんたちでは仕事をやつて行けなかつた、こういう事故が一件ございします。それからもう一件は、請負人が全然不慣れた地帯に進出したしまして、地理的条件が全くわからなないのでありまして、その土地は一朝雨が降れば一週間以上工事ができなくなるといふ特殊な事情を知らなかつたため、とうとう工事が半分程度しかできなかった、こういう事故が一件ございします。

それからあとは、大部分会社経営者がこの仕事については前渡金をはらつておるからそれほど苦しかつたとは思われないのでありますが、他の仕事のほうで金融のやり繰りがつかないために、全般的に資材……、会社からは資材が供給してもらえない、人夫にも適

当な人夫賃が払えないというようなことから止むを得ず仕事を投げ出さざるを得ない、こういう事故が過半を占めております。そういう状況でございします。

○三浦辰雄君 この第二条中の新たに追加する分、その最後の「これらの工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む」と、こうあるのですね。これは結局建設事業の内容並びに建設の施工者の希望に應じてこの対象にするのだと思ひますが、どうなのですか「機械類の製造を含む」、こういうのが新たに加わるのですか。それはどういふふうな運用になるのですか。

○政府委員(石破二郎君) これは先ず第一に、発注者のほうの制限といたしましては政府、公共団体、その他政令で指定する公共事業を行うもの、こういうものに発注者は制限を受けております。機械を使う工事はやはり公共工事ということになります。その工事に使うことを目的として、先ほど申し上げました発注者が機械の製造購入を別に発注します場合に、その機械代金の前払金に對しこれを保証する、こういう意味でございします。

○三浦辰雄君 そうするとそれらの条件に合つた者が発注する条件に合つて発注する限り、メーカー、発注先に対してのいゝゆる保証会社の審査というものについてはどういふふうにお考えになつていますか。

○政府委員(石破二郎君) やはりこれは工事について吟味しておるのと同様の程度の吟味をやつて行かざるを得ない、かように考えております。

○三浦辰雄君 工事についての吟味、

一応そう言へば簡単ですけれども、恐らく機械の値段或いは性能、発注者の好き好みという問題から、さまざまの方面に必ず発注をされる場合があると思ふのです。さまざまといふとおかしのですけれども、いゝゆる世間から見て、客観的信用度というものがおのずからあらうと思ふのですが、それについてまで調べる、言葉を換へて言へば、発注がどの会社であれば同じやうなものを作つてゐるが、どの会社ならそれを含めて対象とすることができかねるけれども、あの会社ならちよつとその対象になりかねる、こういうメーカー側の信用度によつて左右されるということが考えられるのですけれども、その点についてはどうですか。

○政府委員(石破二郎君) 提出いたしましたおりまですこれは参考の資料といたしまして、その法令集の四十一ページに「東日本建設業保証株式会社事業方法書」といふのがありますが、それが第十條を御覧願ひたいと思ひます。これが工事の前払金の保証についての審査の基準を書いておるわけでございしますが、一号から四号までありまして、先ず「建設業法の規定により登録を受けた建設業者でない者」これには拒否する。機械のメーカーでございまして、勿論建設業法の適用はないわけですが、いゝまして、これに該当する規定はないわけではございまして、このメーカーのほうのどういふ拒否する基準を作るに際しましてはこれに相当するやうなものには省かなくてはならぬまい、かように考えております。二号には「当該請負工事を完全且つ誠実に施工する見込が確実でない者」これはメーカーについても大体同じ思想の規定を入れなければならぬまい。同じような基準で拒否することにならうと思ひます。三

号は「当該工事を公正適当な価格で請負わなかつた者」これにつきましてもやはり機械の場合にも同様の基準を設けなければならぬまいと思つております。四号は「故意又は重大な過失により前条第一項の保証申込書その他の必要書類に重要事項を記載せず又は不実の記載をなした者」これにつきましても大体同じやうな規定をせざるを得ないんじやないかと考えます。

そこで御参考までに、それではこの工事の前払金保証を申込を受けて拒否したものはどういふものがあるという点につきましては、先日の当委員会におきましてもお答えいたしました通り、三社を通じて七件ばかりという例があると思ひますが、この通り非常に少い事例でございします。恐らくメーカーのほうにつきましても、政府が先ず発注します際に、相当発注先を吟味すること等も考えられますし、保証会社が更にスクリーニングをかけてこれを拒否しなければならぬといふ事例は少いんじやないか、かように考えております。

○三浦辰雄君 まあ当然さういつたことは絶えず私も想像してゐるのですけれども、この立法過程といひますか、さういつた場合に、直接いゝゆる機械の製造、機械類というものを取上げないで、発注者がその工事の必要な機械をくるめてやる、この場合機械は機械としてのメーカーの審査もやらなければならぬわけですね。そして直接これは保証の対象になるわけですね。そこに何か審査と言つても、なかなか今日の機械業の実情からいつて相当

あつぱ／＼してゐるというのが随分多い際からいつて非常に心配がある。心配すればきりがないが、或る程度心配が浮び出るわけですが、それはいづれも発注者の或る意味においては良識と言ふか、その工事をするために必要な機械なんだから、発注者の信用に對して大体任せる、こういうことに多くなるのだらうと思ひますが、どうなるのですか、その辺は……。

○政府委員(石破二郎君) お話の点は、実はこれやつて見ないと、私のほうも今どうしますといふことはつきり申し上げられませんが、工事に對して一年余の経験を持つておりますし、先ずお話の通り発注者たる政府、公共団体等で、一応相當の指名基準といふものを各役所とも持つておるわけでございまして、或る程度堅いところでないといふ発注しないと思ひますし、更に保証会社としましても、工事について前払した経験を活かして、余り事故の起るやうなものは保証せずに行くんじやないかと思つております。

なお先ほど御説明しました資料にも添付いたしておつたのでございします。この保証会社には銀行等の金融機関が出資もいたしておりますし、実際はその出資を代表するやうな意味において金融機関の代表的役員も入つておりますし、機械メーカーの経営内容といふやうなものも相當わかつておるのじやないかと考えております。と言つて余りやかましいことを言つてそれを保証しないといふことでは、やはりこの法律で定めました趣旨にも反するわけではございしますから、まあその辺の兼ね合いをまうくやつて行きたいと考えております。

○三浦辰雄君 これはなか／＼皆さんの御指導もいいのか、非常に保証事業会社が短期間とはいえないながら、或る程度健全に発達しているような様相がこれらの資料によつてわかるのでありますけれども、先般のこの委員会でも、まだこの保証会社を利用している面といたうのは必ずしも多くない。だん／＼業績が上つて参りますと、工事者のほうで更に利用しようという数が高まるだらうと思ふのです。その際に考えられますことは、かねてから問題のように、保証会社自身が資本金等を増強してそれに応えるということも当然考えられますが、もう一つ別に保証会社を新たに、この法律に基いた様式を具えて登録して新しく誕生する、こういうような問題も考えられないことではないと思ふのです。そしてそれらが適当な規模において、同じ地域についても支店等を設けて、それ／＼サービスをすることによつて、この公共事業の更なる一層円滑な実施というものを促進するのだ、こういうことで来る場合が考えられないことはない。そういういつたときに、その新たに誕生する保証会社についてはどういうふうにお考えになりますか。地域が重複されて幾つかのいわゆる複数の保証会社が出るということとは、いろいろの利害があるかとは思ふのですが、この点はどうかいうふうにお考えられるか、念のためにお聞きしたい。

と、例えば九州にもう一社作つたらいいのじやなかろうかと、又北海道は東日本に含めたらいいのじやなかろうかと、或いは支店を或る地域に限つてそれ／＼の社の独占にならないようにならざるを得ない。また、支店に支店でも出したらどうだろうかというふうな、いろいろな点を検討してみたいわけですが、当時の状況といたしましては、やはり三社程度に限りまして、それ／＼実地上は地域も指定いたしまして、協定いたしましてやつたほうがよろうという結論に達しまして、現在に至つておるわけでございます。この方針につきましては、今のところを要する意図は持つておりませんけれども、将来競争させることによつて事業の経営内容が弱体化され、政府の前渡金が完全に保証されないというふうな事態が起らぬ限りは、やはりこういう会社を新しく設立しようという方があれば、これを認めて競争もさせ、サービスの向上を図るということも考えねばなるまい。かように考えておりますが、現段階で、新たに機械購入資金の前払保証を始めたこの機会にすぐそこまで行くということとは目下のところ考えておりません。

四割を前渡いたすわけでございます。これは従来もやつておるわけでありま。その建設業者がその工事に使います機械を発売、よそから買入れるという場合には、やはりその必要とあれば、四割前渡しを受けたその前渡金の範囲内でその工事に使う機械を買入れるわけでございます。従いまして今度の法律改正しましたと言つてその点については別に変わりはないわけでございます。今度の改正は、第二条のほうは、政府とかそれから公共団体等が自分のほうで直接機械を買入れる場合に前渡しする、それを保証する、こういう趣旨でございます。

○石井桂君 そうすると一般の建設業者が公共事業を引受けて、それで何割かの前払を受けますが、従来も受けていたんですね。ところがそのほかに今度新しく入つた条文によつて、請負業者がたまた／＼その公共工事をやる機械を持つていない。その場合に請負業者がその機械を買入れ金の何割かを借受けるというこれはできないんですか。

○政府委員(石破二郎君) それは第二条のほうの關係ではございません。今度、実は建設機械抵当法というのを今御審議願つておるわけでございますが、こういうことはできるわけでございます。工事を請負つた業者の方で機械がない、これで買わなきゃならん、それで四割の前渡金を受けたけれども、それだけじゃどうも間に合ふんという場合には、今度の抵当法を利用されるわけですね。抵当の何らかの機械を抵当に入れられて金融を受けられますとか、或いはメーカーのほうから月賦式の、月賦と言いますか、金をあとで払うというふうな約束で機械を購入にな

りまして、その機械を抵当に入れられると、そういう途が開け、それで金融を受ける途が開かれたわけですね。更に保証会社のほうの法律の十九条の二の改正によりまして、今度は建設機械業者の方が抵当に入れて銀行から借りられる場合に、更にその保証会社がその債務について保証をするというふうな途が開けたわけでございます。二条のほうの關係ではありませんけれども、非常に便利になるだらうと思つております。

○石井桂君 私は実は間違えて法律を讀んでたんで、実はその質問した趣旨は、一般の請負業者がたまた／＼公共工事をやる場合にお金がない。そこで機械の製造に対する融資も開けた今日だから、この法律によつて請負業者が機械を製造して金を借りられれば、これは当初には公共工事に使われても、所有権が請負業者にあるから、公共工事を仕上げてしまえば公共工事でないものにも使えるから、そうするとそういう途が開けたらば、何か公共工事の前払金保証事業に関する法律の中に入れて、機械の製造にまで融資するのは何かおかしいのじやないかと考えたので質問したので、あなたの説明と前の説明と併せてわかりました。

○委員長(深川タマエ君) 他に逐条的な御質疑はございませんか。ないようでございますから逐条審議は終了いたしましたものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(深川タマエ君) 異議ないものと認め、逐条審議は終了いたしましたものと認めます。

つきましては、この際残れる総括質問をお願いいたします。

○三浦辰雄君 このやつぱり機械の問題ですがね、港灣の工事等はやはりこの法律自身からいへば対象になると思われるのですが、どうですか。

○政府委員(石破二郎君) 対象になります。

○三浦辰雄君 そこで例のドレツジャの占める比率が大きい、例えば土建關係で言へばまあせいぜい一割か二割程度だと思われるのだけれども、そうでもない、港灣のような公共事業は機械の占める比率が莫大だということになりますと、さつき石井委員から、この機械についての処理を単独に機械を対象としたものにするよりは云々というあれがありましたけれども、その機械の正否というものが保証事故の非常に大きな部分を、若し事故があるとすれば占めることになるように思われるのです。こういう点については同じ信用程度であれば幾ら多くても同じですと言へばそれまでだけれども、何か港灣工事というふうなものについては機械の占める比率が非常に大きいだけに、どういうふうにお考えられますか。

○政府委員(石破二郎君) まあ従来港灣工事で大きな機械を持たなければ実施できないような工事を注文に出します際には、業者の指名基準といたしまして、普通はドレツジャとか何とかいう相当な機械を持つておるといふことを条件に出しておつたのでございますので、工事を請負つて、それから機械を購入するというのは比較的少かつたと思ひますが、この両方の法律がでますと、或いは指名の基準というふうな点についても若干は考え直される

点が出るのじやなかろうかと思ひます。と申しますのは、現に機械を持つていなくても、この機械抵当法が出ますと、新しく機械を購入する、これについてはその新品の機械を抵当に入れた置けば機械だけは初めに入つて来るという有利な点が出て来るわけでございます。そういうことが起るうかと思ひます。

御指摘の点でございますが、まあ浸漬工事を請負いますと、政府から工事代金の四割が前渡しされるわけです。これだけでは機械を発売するには足らんと、それから今度買入れようとする機械を先にもらつて、それに抵当権を設定して金銭を後払いにするのが實際だろつと思ひます。これについて特に危険はないかという御指摘でございますが、お話の通り金額も張るわけでございますから、相当慎重にしなければならぬかと思ひます。十九条の二号による保証でございますね。これについては相当慎重にしなければならぬと思ひますが、金額が張るからと言つて、特にそういうのをはねるといふことはしない、かように考へております。

○赤木正雄君 この法律案に直接関係するが存じませんが、建設省及び農林省或いは運輸省、各官庁で持つてゐる土木関係の機械と業者の持つてゐる機械とはどれくらいの割合ですか。……なほ私は総括質問においてそういう質問を出すかと申しますと、

【委員長退席、理事石川第一君着席】

機械というものは非常に多額の工費を要する。若しも機械化しようという場合において、政府で相当機械を持つておるならば、ただ機械を業者に貸して上げよう、機械のない業者でも、信用のある仕事ができる。根本的に今の業者が必ずしもいいと言えないのです。ただ自分が資金がある、そういう観点から余り信用できない業者もまあもぐつてゐる形もあるのです。その観点からこの土木事業の機械化を根本的にやる、そうするならばこの法案の根本精神に非常に関係するからそういう質問をするのです。

【理事石川第一君退席、委員長着席】

○政府委員(石破二郎君) 只今の御質問に対するお答えはなかつた。面倒な問題であり、且つ重大な日本の建設業の将来の機械化をどう扱ふかという根本に於ける次第でございます。なかなかにむづかしい問題だと考へておりますが、先ほどお尋ねの關係省、農林、運輸、建設省、こういうところは役所としては多く持つておるわけでございます。運輸省なり農林省がどの程度持つておりますか、はつきり私今承知いたしておりません。建設省だけに就いて申しますと、まあ終戦後いわゆる建設機械という新式の機械を購入し出したのでありますが、年々十数億ずつの機械を購入いたしておるのでございすが、このうちにはもうすでに償却済みになつたものもございすけれども、五、六十億見当の機械は持つておると、かように考へておるわけでございますが、こういう制度をどう／＼拡げて行つて、これを政府が工事の注文を出す際に、これを供給する、官のほうで貸し与えて、それによつて工事をやつてもらふというのも一つの方法かと

思ひます。又民間業者が自己資金、自分で工事用の機械を購入する。これを促進するために今度考へておりますような機械抵当法のような制度を作るといふのも一つの方法だと思ひます。実はそれ／＼一長一短があるかと存じます。役所側で機械を整備してこれを貸与して工事を請負せよという方法につきましては、いろいろ長所もございしますが、短所としては、やはり役所で機械を管理しますと、役所仕事でどうもうまく行かないという点もあつて、これは人から借りた物だからというので取扱ひが疎かになることもあるかと思ひます。いろいろ利害があつて、これは人から借りた物だからというので取扱ひが疎かになること

を特に力を入れるというやうなことでなしに、向々相持つて建設業の機械化を促進して行きたい、かように目下のところは考へております。

○赤木正雄君 私の質問したことに対しては、建設省といたしまして直ぐ御答弁がでると思ひます。私はこの法案の審議に決して関係ありませんが、将来参考にしたと思ひます。若しもあなたのはうにお差支えがなければ、大きな業者は一体どういふ機械を持つてゐるのか、建設省にはどういふ機械があるか、この法案の審議とは別です。よ、いつか御参考にお示し下さい。これは将来に關連する大きな問題ですから……。決して今でなくてよろしいと思ひます。

なおできれば、農林関係も大分持つてゐるはずで、又運輸省でも持つてゐるはずで、これを合せて、できれば発送電とか電力会社、これは非常に持つておりますから、その点もあなた

のほうでできるならいつでもよろしくございしますからお示し願ひたいと思ひます。併しこれ／＼も申しますが、この法案の審議とは別であります。

○政府委員(石破二郎君) 建設省關係のもの並びに民間の所有してあります主な機械につきましては、一兩日中にもしも出せると思ひますし、その点につきましては、でも得る限り早急に取りますと考へております。

○石井桂君 総括質問ですね、この法案がかり初めに宮内課長から御説明があつたようですが、公共事業の前払の保証に對しては東京都が入つていないという話でしたね。私はその事務の一部をやつていた時分に、入らなかつた主な理由は、公共事業があつてその前払金を払うとすると、自治体では銀行の金を主として使う。そうすると高い利子の金を使つて、そして放つて置けば請負人が自分で処理するだらうと思はれる金の代りに高い銀行の利子の金を使つて、そしてその結果はこの保証事業会社で保証する安いの利子で安易事業のほうへ向けることになる。そこで自治体としては非常に困るのだと、こういう主とした経済上の事情から私がやつていた当時は反対があつたと思ひます。

そこでそういうことと、もう一つは、これは中小企業の救済とはいひながら、實際は中大企業の救済になつて、小企業の救済にはならぬのじやないかという二つの理由で反対があつたと思ひます。

そこで東京都は建設信用組合というのを作つて、本間に零細な工事業者の金融をやるやうな組合を起して、それ

に二千万円か何か投資して、それでやつておると思ひますが、私が關係していた当時はそういう事情だつたんですが、宮内さんのお話を聞くと、近頃東京もいろいろ前払事業を始めるやうな段階にある御説明でしたけれど、私が今御説明いたしました二つの事情はあなたの方の交渉で解消してゐるんですか。

○説明員(宮内潤一君) お答え申し上げます。確かに只今石井委員の御質問の通りの二つの理由で東京都ではいろいろ延びておつたやうでございます。それで私のほうで、建設業法の關係で中央建設業審議会というのを持つておまして、自治体の代表として東京都の副知事さんに委員になつて頂いておられます。従つて従つても副知事さんのお見えになるわけでもありませんので、担当の局長がお見えになる場合が多いのでございしますが、そういう方法に對しまして東京都にもいろいろ御事情もあらうけれども、ほかの府県にもやはりそれは同じやうな理由があるんじやないか。而もほかの都道府県ではこう／＼という状態になつておるので御協力願ひえんかというやうなことをしばしば要請いたしました。

それから石井先生が東京都に在職された当時と多少まあ全般的に違ふ新しい事情も東京都におありのやうでありまして、それやこれやで成るべく早い機会に全国的と言えないまでも協力したい、このやうなことをそういう方々が目下申しておられます。

○三浦辰雄君 或いはつかぬことかも知れませんが、保証の限度というのは例の二十倍というやうなことでわかつておりますが、例えば東日本建設の事

業方法書を見ても、その四十七ページ第二十二条のところに、「支店又は営業所においては、一件の請負金額一千万円未満の範囲内において別に定める限度により保証契約を締結することができる。云々とある。これは一体どうなんでしょうか、工事量の何割までを保証するとか、一つの工事量に対して何割まで保証する、このことは何かあなたのほうで一定の大体基準を示してあるのか、今更私が聞くのもおかしい話だけれども、その問題がちよとおかしくなつてしまつたんですが……

○説明員(宮内閣一君) お答え申し上げます。そのことにつきましては、同じ法令集の二十五ページに建設大臣から大蔵大臣宛に協議書、「予算決算及び会計臨時特例第四條の規定に基く協議」と、こういう書類がありまして、その次のページに、大蔵大臣から建設大臣宛に「予算決算及び会計臨時特例第四條の規定に基く協議について」と、こういうのがございまして、国では予決令に基いて四割以内、こういう工合に一応原則的にはしております。それから地方自治体につきましては、その前の二十四ページを御覧願いますと、そこに「地方自治法施行令附則の一部を改正する政令」、こういうのがございまして、その七条を改正いたしました、ここでは「当該経費の三割をこえない範囲」と、こうなつております。そこで国は四割で府県は三割ということになりましたので、これを四割に共にしたらどうかという意見もございしますが、又地方自治体の財政事情その他もございしますので、政令を直すのをちよつと見合はせております。そういう状況でございします。

○三浦辰雄君 わかりました。

○委員長(深川タマエ君) 他に御質疑ございせんか。

○石川榮一君 先ほど御質問がありましたように、この建設機械の一種表或いは運輸省農林省等の機械一種表というものを、これを一応調べて頂きましたらば、その稼働状況、まあ主として機械ですが、稼働状況等も一緒に調べましたらお調べ願いたい。赤木委員の資料を要求しましたうちに稼働状況をわかるだけ知らしてもらいたい。それは何かと申しますれば、ややともすると自由経済で行きます以上、こういうふうな機械は各業者が盛んに求めるようになりまして、従つて非常に投資が重複する。従つて過剰投資になるような傾向が多くなる。だから適当なときに政府が持つておられる機械類一切のものを一種の特別会計のようなものを作られて、そうしてそれを業者等にも貸し与へまして過剰投資を防ぐというふうな構想を以て建設機械の何と言ひますか、整備を圖つて頂くのもどうかと考えるので、今の段階では各業者の希望に従つて今の前払金或いは抵当権の設定等によつて無理強いにも作るのではありませんが、結局そういうものがたくさんございまして、事業量との関係もあり、その他の関係もあるもので、非常に機械が遊ばないことが起ると思ひます。で、政府で持つておられる機械でも随分遊んでおると思うので、こういう面も遊ばせないようにするためには、或る程度まで政府がそういうものを統制すると言つちや変ですけれども、一種の利用機関のようなものを作られて、特別会計のようなもので、そして斬新な機械をどん／＼買入れて、或る程度の値段で貸してやる。業者に余り機械の苦勞をさせない。而もそれが稼働状況等も勘案せられて余り遊びのないような方を講ぜられたらいいんじゃないかと思ひます。が、これらの点につきまして何かお考えでもありましたら承りたいと思ひます。

○政府委員(石破二朗君) 御意見の点誠に御尤もでありまして、資料は追つて提出したいと考えております。が、現在のところにつきましての考えを申し上げますと、まあ現段階におきましては、私共は官民共に建設機械がまだ過剰投資ではなつておらん。そういう認識の下にこういう法案も用意したのでございまして、将来といへどもこういう若干でも便宜な金融措置が講ぜられることになつたといひまして、まあ業界もみずからの計算をいたしておるわけにございまして、むやみな過剰投資をやるといふようなことはまあなかりかと思ひます。

ただ御指摘になりました官側で何か機械を特別会計のようなものでも用意してこれを貸与するといふことにすれば、日本全体としては経済的じゃないかというふうな御意見がございましたが、この点誠に御尤もと考える次第であります。実は建設省といたしましては、一兩年以前から建設機械の稼働成績がはつきり出ない。どうも稼働状況は民間に比べて悪いんでございします。が、果してこれを独立採算的に考えた場合にどの程度の赤字になつておるか、黒字になつておるかといふようなこともつかみにくい。又現在のような制度では機械を所有している工事事務所にしましても、建設局にしましても、それを活用してもしなくてもすぐ功罪が表に出ないといふような点もあり、更に民間に貸与する場合の、現在の制度でもできませんけれども、取扱等とはつきりせん点がありますので、建設省限りの機械でもいいから、これを一つ特別会計制度を作つて、この建設機械の功罪といひますか、一年間なら一年間のどれだけ働いてどれだけ赤字が出た、どれだけ遊んでどれだけ赤字が出たといふことが一目瞭然になるような制度を作つて、そして建設機械の作業能率をちよつとでも上げようといふようなことを考えて来ておるわけですが、ここまではつきりお約束はできませんけれども、できれば三十年代からでも建設省の機械については特別会計制度のようなものを作りたい、かように考えまして、目下研究中でございします。

○石川榮一君 わかりました。

○三浦辰雄君 関連して。登録されたいわゆる土建屋さんといひますか、建設業者、これはどのくらいあるんですか、この機会に知らして下さい。

○政府委員(石破二朗君) 登録業者の数がございしますが、御承知の通り建設大臣で登録いたします分と都道府県知事の登録いたします分と両方あるわけにございしますが、昭和二十九年一月末現在で、大臣登録業者の数は全国で二千六百三十一、それから都道府県知事登録の業者は全国総合計しまして五万四千四百九十一、総合計五万七千七百二十二でございします。

○三浦辰雄君 それで誠に大まかな概算で結構だと思うんですが、いわゆる大臣登録の分のまあ工事量です

ね、例えば民間の関係、政府の関係、それから公共団体の関係、それぞれの工事量があるんですからなかなかむづかしいと思うのですが、それらについてどのくらいの割合で一体これはやつてゐるものですか、およその、私はそれ以上細かく要求しようというのじゃない。これを審議して行く場合のまあ両方共に関係がありますが、常識上最近およそどのくらいになつてゐるかお聞きしたい。

○説明員(宮内閣一君) 私のほうの今ちよつとの概算をしてみたところが四分六六くらいじゃないかと思つております。大臣登録業者が四、知事登録業者が六分、総額ではそのくらいになると思ひます。

○委員長(深川タマエ君) 他に御質疑はございせんか。ないようでございしますが、止むを得ぬ事情で只今中座されてゐる会派の委員がおられますので、暫時この法案の審議をあと廻しにいたし、建設機械抵当法案のほうの残れる総括質問を願ひたいと存じますが、如何でございしますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(深川タマエ君) 異議ないものと認め、さよういたします。

「質問なし」と呼ぶ者あり」

○三浦辰雄君 この法案についても、今前払金で委員長が御発言になつたようにならないようです。今、今欠席してゐる人においてあれば発言の機会を残しておく程度にとどめては如何かと存じます。」「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(深川タマエ君) 三浦委員の御提案のようにお取扱ひいたすことに御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(深川タマエ君) ではさよう決定いたします。

○委員長(深川タマエ君) それでは次には土地区画整理法案のほうの残れる逐条審議に入つて頂きたいと存じます。第五節、即ち百二十一ページから終りまで一括してお願ひいたしう存じます。速記をとめて下さい。

午後四時九分速記中止

午後四時二十四分速記開始

○委員長(深川タマエ君) 速記を始めして下さい。それでは先ほど申し上げました通り、土地区画整理法案の第五節から終りまで、百二十一ページからでございます。……ないようでございますから、それでは土地区画整理法施行法案の全部を逐条的に御質問下さい。

○石井桂君 趣旨説明のときですか、最初に特別都市計画法を廃止するが、その中で緑地地域の部分だけは残して置くという御説明があつたように記憶しておりますが、どこに残つておるのですか。

○説明員(鶴海良一郎君) お答え申し上げます。この施行法の附則の二項によりまして、旧特別都市計画法第三条の規定は、当分の間その効力を保持しておるわけでございます。

○石井桂君 この「当分の間、なおその効力を有する」という、その当分の間は、これはいつかはどうかへ突込むつもりだろと思うのですが、これは建築基準法にも突込みませんし、これだけでは法律になる価値もないように思うのですが、どうするおつもりですか。

○説明員(鶴海良一郎君) この緑地地

域の制度の問題につきましては、いろいろと問題点がありますので、我々のところで慎重に検討いたしておるわけでありまして、制度の趣旨としては、我々としては是非残しておきたい、かように考へておりました。大都市の過大膨脹等を防ぐ意味におきまして是非必要であると考えておりますが、いろいろ問題もあつたので、只今申し上げましたように検討中であります。而して我々としては、近い将来に都市計画法自体の根本的な再検討の機会を持たなければならぬ、そのように確信しておるわけでありまして、都市計画法の改正をやりまして、緑地地域の制度も恒久的の制度として何らかの解決を見出した、かように考へております。

○石井桂君 都市計画法の御研究を続けておられるようですが、実際は原案みたいなものが現在出ておるのでしょうか。

○説明員(鶴海良一郎君) まだ原案として確定したものはないのであります。

○委員長(深川タマエ君) 他に御質問はございませんか。

○政府委員(南好雄君) 一言だけ石井さんにお答えしておきますが、衆議院におきましては同様にその問題について御質問があつたわけでありまして、私

といたしましては非常にこれは重大な問題で、結局日本の都市膨脹が平面的である、こういう問題について、農地との緩衝地帯を、やはり手続法である土地区画整理法などに解決を求めるべきでなくて、母法である都市計画法で解決しなければならぬ。今日の日本の農地の、食糧の点から見ましても、

早晚成るべく早い機会において都市計画法というものを根本的に改正しまして、もつと土地の、いわゆる高度利用という点に強い力を注いで行かなければならぬものだ、こういうふうに先ほども御返事申し上げて来たのであります。奮勵いたしまして、成るべく早い機会に都市計画法の根本的改正をやらすようにいたしたいと思ひます。

○委員長(深川タマエ君) 他に御質問もないようでございますから、土地区画整理法案並びに同施行法案の逐条審議は終了いたしましたものと認め、残れる総括質問に入ることにお異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(深川タマエ君) 御異議ないようでございますから、さよう決定いたします。ちよつと速記やめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(深川タマエ君) 速記起して下さい。御質問のおありの方は順次御発言願ひます。

○赤木正雄君 私は別に総括質問をもういたしません。併し社会党の方もありますから、どうせまだほかの法案に關しても総括質問があると思ひますから、そのときに残つた方の総括質問をしたらばと思ひます。これは審議の状態に關しては私はいいいです。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(深川タマエ君) 赤木委員の御提案のようにお取計らいいたすことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(深川タマエ君) では本日はこれにて散会いたします。次回は三十日午前十時開会いたします。

午後四時三十五分散会

四月二十二日本委員会に左の事件を付託された

一、公共工事の前払金保証事業に關する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月十二日)

四月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、県道後免佐古線を東佐古まで延長するの請願(第二三七八号)

第二三七八号 昭和二十九年四月十七日受理

県道後免佐古線を東佐古まで延長するの請願

請願者 高知県長岡郡後免町議會議長 山岡八郎外十五名

紹介議員 寺尾 豊君

高知県長岡郡後免町を起点として、同郡野田村ならびに香美郡岩村を経て佐古村に至る県道後免佐古線は、佐古村戸板島から同村東佐古までの間、約千五百七十メートルを延長させない限り、天然記念物および史跡として天下の奇勝である龍河洞までの間が中断されるので、全く本路線の要を弁じないこととなるから、観光資源開発と沿線各町村の交通文化向上のため、右路線の延長をすみやかに実現されたいとの請願。

昭和二十九年五月十二日印刷

昭和二十九年五月十三日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局